

準備書面(2)

事件名:令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件

令和7年8月21日作成

庄原簡易裁判所 御 中

原告 高野 邦夫(コウノクニオ)

被告 津田 廣雄(ツダヒロオ)

記

第一. 始めに

1. 被告は第1回口頭弁論期日において下枠のように口頭で答弁(陳述)し、争う姿勢を見せた。

① 原告の請求を棄却する。 ② 訴訟費用は原告の負担とする。

2. 被告の主張は「供託したから弁済する必要はない(乙第1,2号証)」という理不尽なものであった。判決書には「支払い済みまで」との文言があるが、これは債権者が現実に支払いを受けた時である。

第二. 供託手続の流れ

1. 供託申請→広島法務局三次支局→振込依頼書→広島銀行十日市支店で納付→供託官が供託通知書を作成して被供託者(債権者)に交付→被供託者が供託金受取を受諾して払渡しを受ける。

2. 例えば①供託金が納入されなかった場合②供託通知書の書留郵便を債権者が受取拒絶した場合等、現実に債権者が払渡しを受取らなかった場合供託は無効となる。

3. 乙第1号証の場合、本訴第1回口頭弁論期日と同じ令和7年8月19日までが納入期限とされているが被告が納入した形跡が全く見当たらない。納入は口座振込みでなされるので領収証がある筈です。

4. 乙第2号証(次頁)の場合、令和7年3月6日までが納入期限とされている。今や6ヶ月経過しようとしている。供託官が供託通知書の送達を忘れているとは考えにくいので不納付と推認される。

5. 甲第6号証(次頁)の場合は、供託通知書で、右下の公印で「発送」となっている。

6. 乙第1,2号証と甲第6号証の決定的な違いは、公文書である供託書か供託通知書の違いなのです。

7. 乙第1,2号証が無効だとすると、文書罪及び詐欺利得罪の成否という大問題になるが、今は留保する。



8. 供託金が供託所名義に納入後、期限徒過等で供託書が無効になった場合は、供託者は供託金を取戻すことが出来るのですから、供託金納入者に損失はないのです。公職選挙法の供託金制度とは趣旨が異なり、「没収されること」はないのです。

乙第 2 号証

上記供託を受理する。
 供託金を令和 7 年 3 月 6 日までに日本銀行 三次代理店 における
 供託所口座に納入されたい。
 同日までに納入しないときは、この決定は効力を失う。

令和 7 年 2 月 27 日
 広島法務局三次支局
 供託官 山崎聖子

上記供託金の受入れを証する。
 令和 7 年 2 月 27 日
 日本銀行 三次代理店




甲第 6 号証

供託金額		¥ 5 7 7 1	
------	--	-----------	--

上記のとおり供託したので通知する。

被 供 託 者 殿

令和 年 月 日 発送
 広島法務局三次支局



↓ 参照条文 ↓

★民法第四九六条(供託物の取戻し)

債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

★民法第四九八条(供託物の還付請求等)

弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。←受諾が前提

2 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

★供託法第二条[供託手続] 供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

★刑法第一五五条(公文書偽造等)

行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

★刑法第三八条(故意)

罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

判例

1 特定人に交付された自動車運転免許証に貼付してある写真をほしいままにはぎ取り、他人の写真をはり代え、生年月日の数字を改ざんし、全く別個の新たな免許証としたときは、その作成名義に変更はなくても、公文書偽造罪が成立する。(最決昭 35・1・12 刑集一四—一—一九)

2 不実の訴えを提起し、その口頭弁論で、不実な請求の陳述をするのは欺く行為である。(大判大 3・5・12 刑録二〇—一八五六)

第二. 甲第 8,9,10 号証について

甲第 8,9 号証は被告の前科ないし前歴に関するものです。甲第 8,9 号証には明確な齟齬が存在しています。甲第 8 号証(牛尾副検事作成の処分通知書)では「H29-100128」と一罪です。然るに、被害者等通知制度により入手した甲第 9 号証(中野善徳副検事作成の通知書)によれば、「H29-100128」に加えて「H29-100138」と 10 番違いの二罪で略式起訴した事になっています。すると少なくとも甲第 8,9 号証の中一つが有印虚偽公文書となると解されます。

★刑法第一五六条(虚偽公文書作成等)

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

甲第 10 号証は被告から 8 月 22 日に送られてきた普通郵便物で、未開封のまま 8 月 25 日郵便局の窓口で受取拒絶した。

第三. 結 語

かりそめにも、国家の権威をもって行われる裁判で、無効な供託書(乙第 1,2 号証)を、さも有効なものとして提出して請求の棄却を求める事は、稚拙な手口であるが「詐欺行為の着手」というべきである。虚偽陳述があれば厳粛に糾弾されなくてはならない。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)